

(写)

令和4年1月26日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市自治基本条例検証委員会

委員長

荒牧 卓治

答 申 書

令和3年2月3日付け佐市協推第161号で諮問された、佐賀市まちづくり自治基本条例の運用状況及び見直しについて、当委員会で慎重に審議を行った結果、別冊の「佐賀市まちづくり自治基本条例検証結果」を付して、以下のとおり答申いたします。

1 条例の運用状況について

(1) 社会情勢の変化への対応について

グローバル化の進展による在住外国人の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、価値観やライフスタイルが多様化するなど、社会情勢は絶えず変化している。

このような状況の中、自治基本条例の運用にあたっては、多様性を尊重し、様々な価値観を受容できる意識の醸成が必要である。

(2) 地域コミュニティについて

条例施行後、地域コミュニティ活性化の取組として各地区において、まちづくり協議会の設立が進み、地域課題に応じた特色のある取組が広まるなど一定の成果をあげていると評価できる。

地域コミュニティをより活性化し、持続可能なものとするためには、担い手の育成、各種団体の役割の再認識、事業者も含めた市民等の積極的な参加の促進等の課題がある。

(3) 行政と市民等の役割について

誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現のためには、行政だけではなく、市民や市民活動団体、事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、まちづくりをすすめていくことが求められる。そのためには、地域や市民活動団体等による活動の活性化、市民等がまちづくりの主体であることを認識できるような周知啓発の必要がある。

2 条例の見直しについて

検証すべき条文について、委員からの意見に基づき抽出し、審議した結果、今回は改正すべき条文はないと判断した。

ただし、逐条解説については、条例の趣旨を分かりやすく記載するなど説明の追加修正が必要である。